

令和 7 年度普及啓発関係事業について

1 スケジュール

別紙のとおり

2 啓発媒体

区報

- ・ 季節に応じた食中毒予防の情報や、講習会やイベントの案内などを不定期に掲載する。
- ・ 企業広告欄に食中毒予防の情報、コメント（50 字以内）を不定期に掲載する。
例）「食中毒予防：ノロウイルス食中毒の予防には、手洗いと十分な加熱が有効です！生活衛生課食品衛生係 5608-6943」

ケーブルテレビ

- ・ 広報番組「ウィークリーすみだ」にて、インタビュー形式で夏の食中毒予防に関する情報や食中毒予防キャンペーンの開催について告知する。

ホームページ（以下、HP） SNS

- ・ HP「すみだこの部屋」で食品衛生に関する情報を定期的に発信する。
- ・ イベントの告知や食中毒予防に関する情報などの発信に区公式フェイスブック、ツイッターを活用する。

区職員向け掲示板

- ・ 必要に応じて食中毒予防の注意喚起を図る。

3 主な内容

食の安全安心についての意見交換会（アニサキス講習会）

食育フェス（6 月）内で消費者向けのアニサキス講習会を実施する。アニサキス食中毒対策を含む食品衛生に詳しい墨田区食品衛生推進員の坪谷氏を講師として、実際に魚を捌きながら調理するうえでアニサキスに注意するポイントを解説してもらう。また、アニサキスキーパーホルダー作りを行い、消費者がアニサキス食中毒等の食品衛生に関する知識を正しく理解することで、今後の食中毒予防に繋げる。

食品衛生パンフレット及び普及啓発品の作成について

- ・ パンフレット、区内の町会掲示版に掲載するポスター
デザインから印刷までを業者に委託し作成する。今年度は「HACCP」と「有毒植物による食中毒」の内容で、パンフレットを作成予定。

食品衛生管理ファイル

食品衛生管理ファイル（発行：東京都、編集：食品衛生協会）の記録表について、在庫管理のため、曜日の記載のないものに変更した。引き続き、HACCP 義務化について、講習会や一斉検査、実地検査の際に、確認・指導する。2026 年も計画編及び記録編の作成を予定している。

4 消費者向けの啓発

- ・ HACCP 義務化に伴う事業者の取り組みについて、HP に消費者向けのページを作成した。特に、HACCP 取組中ステッカーについて PR を行い、店を選ぶ際の参考にしてもら

う。

- ・ 消費者に HACCP やすみだこを周知するためのグッズを作成する。(クリアファイル等を検討中) また、すみだこのステッカーの作成を行った。
- ・ 食中毒予防キャンペーン(8月)1階アトリウムで食中毒予防パネル展を実施する。2日目はクイズ及びアンケートの実施、チラシの配布を実施するとともに、食品衛生協会の手洗いマイスターへ協力を依頼し、手洗い指導を行う。
- ・ 食品衛生かるた貸出しの実施及び HP で印刷用データ公開をしている。かるたの内容で作成したクリアファイルを各種イベントや講習会で配布する。

5 事業者向けの啓発

- ・ 業態別に食品衛生実務講習会を実施する。(食中毒の発生状況や食中毒の予防方法、HACCP に沿った衛生管理について等)
- ・ 食品衛生 DVD、手洗いチェックキットを区内事業者等に貸出しを実施する。(区報、HP 等で周知)
- ・ 墨田区食品衛生協会の組合の自主検査の際に、消費者向け HACCP ティッシュの配布を依頼する。